

## 令和2年度第5回定例農業委員会 議事録

### 1. 開催日時

令和2年8月11日(火) 開会 9:30～

### 2. 開催場所

岡垣町役場 大会議室

### 3. 出欠の状況

#### (1) 出席委員 12名

田原 一男	俵口 和義	廣渡 秀雄	石川 久男
山田 和夫	村田 和久	辻 政幸	花田 和幸
木原 緑	大村 武彦	田中 誠二	門司 雅門

#### (2) 欠席委員 0名

### 4. 委員会に附した議案

議案第 20号 農地の一時利用届について  
議案第 21号 農地改良届について  
議案第 22号 農用地利用集積計画について  
議案第 23号 農用地利用配分計画案について  
議案第 24号 農用地利用集積計画(所有権の移転)の決定について

### 5. 事務局出席者

秋武 重成 久留 智美 中井 優介

議長 定刻前でございますが、ただ今より第5回定例総会を開催させていただきます。起立。礼。

全員 おはようございます。

議長 現地確認ですが、今回までといいますかちょっと落ち着くまで現地確認は省略させていただいて、写真という今まで通りの形でさせていただこうと思います。本日の議事録署名人に1番の門司委員、2番の木原委員、よろしくお願い致します。  
それでは早速議事に入らせていただきます。

事務局 すみません、議事に入ります前に事務局のほうからお願いがございます。担当のほうから説明しますので、よろしく申し上げます。

事務局 農業委員会の開催にあたっていくつかお願いしたい事項がございます、説明をさせていただきます。まず携帯電話です。会議の際はぜひマナーモードにしていだければと思います。あと出席に関してなんですが、月1回の10日前後の開催となっておりますので、できればその前後は皆さま予定を空けていただいて、できる限り会議への出席をしていただければと思っておりますので何卒宜しくお願い致します。以上です。

議長 それでは早速議事に入らせていただきます。議案第20号 農地の一時利用届について、事務局説明をお願いします。

事務局 はい。それでは議案の1ページ目をご覧ください。議案第20号 農地の一時利用届について。農地法施行規則第29条に規定される町による農地の一時利用について、意見を決定するため審議を求める。令和2年8月11日提出 岡垣町農業委員会 会長 田原一男。今回は1件の申請が出されております。対象の筆は16筆ありまして、場所はすべて糠塚となっております。利用の目的としましてはパイプライン整備工事に伴う発生土の仮置き場及び仮設道路の敷設。利用期間は令和2年9月1日から令和3年2月28日までとなっております。申請地の位置図につきましては5ページに図面を載せておりまして、場所としては国道3号線からおんが病院方向に入らせていただきまして、友田ため池のそばから始まりましてリレーセンターのすぐ手前までとなっております。今回赤で塗っている箇所については発生土の仮置き場となっております。詳細な図面を6ページに載せておりまして、一時利用の幅が1.3m幅となっております。そして5ページの青で塗っている箇所が、重機が通る仮設道路と発生土の仮置き場となっております。こちらは7ページに詳細の図面を載せておりまして一時利用の幅が6.9m、土を置く場所が2.3mで重機が通る仮設道路が4.6mとなっております。説明については以上です。

議長 はい。議案第20号について今説明をうけましたが、何かご意見、ご質問等ございましたら。ないようでしたら議案第20号について承認される方、挙手をお願いします。はい、ありが

とうございます。全員という事で。

それでは続きまして議案第 21 号 農地改良届について事務局説明をお願いします。

事務局 はい。それでは議案の 8 ページ目をご覧ください。議案第 21 号 農地改良届について。一時転用許可申請及び農地改良届等の取扱について（平成 5 年 12 月 1 日付け 5 農計第 245 号通知）に規定される農地改良届について、意見を決定するため審議を求める。令和 2 年 8 月 11 日提出 岡垣町農業委員会 会長 田原一男。今回は 1 件の申請が出されております。届出人と所有者は議案の通りとなっております、対象となる土地一筆目が戸切 90 番 1、地目が田、面積が 189 m<sup>2</sup>、区分が農振白地。2 筆目が戸切 91 番 1、地目が田、面積が 50 m<sup>2</sup>、区分が農振白地となっております。目的としましては 50 cm 程度盛り土をしまして野菜の栽培環境の向上を図るものとなっております。場所につきましては 9 ページに図面を載せておまして、遠賀中学校そばの千代丸交差点をトライアル方向に曲がっていただいたすぐの場所となっております。今回この改良届が提出されるまでの経緯と致しましては、事前にここの現地の写真をお配りしておりましたけれども、既に一部土が搬入されている状況となっております。これについては届出人が土を入れることに対して申請が必要だったということを知らなかったという事が原因ではあります。ただ無届で土を入れていることに大村委員に気づいていただきまして、届け出の申請について指導をしていただいて工事も止めていただいている状況となっております。届出人に対しましては許可が今回の 8 月 11 日の議会で下り次第、再開をしていただければという事も伝えておまして、事務局でも現地を確認しましたが重機もなくなっておりまして、工事がストップしている状況となっております。説明については以上です。

議長 はい。議案第 21 号 農地改良届について何かご意見、ご質問等ございましたら。はい、山田委員。

山田委員 盛り土は、それ基準は何cm以上とかあるの。

事務局 基準というか上限は 1m までとなっております。

山田委員 下はないと。

事務局 下は、そうですね。

山田委員 わかりました。

議長 はい。他にご意見、ご質問等ございましたら。ないようでしたら、議案第 21 号につきご承認いただける方、挙手をお願いします。はい、全員ご承認いただきました。続きまして議案第 22 号農用地利用集積計画（農地中間管理権の取得）について、事務局説

明をお願いします。

事務局 はい。それでは 11 ページをご覧ください。議案第 22 号 農用地利用集積計画（農地中間管理権の取得）について。公益財団法人福岡県農業振興推進機構による農地中間管理権の取得に関する農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、審議及び決定を求める。令和 2 年 8 月 11 日提出 岡垣町農業委員会 会長 田原一男。今回は 11 月開始の利用権設定分の案件となっております。22 号については農地の出し手から機構への利用権の設定となっております、対象地は田が 90,126 ㎡、64 筆。畑が 3,195 ㎡、2 筆。合計が 93,321 ㎡、66 筆となっております。内容の詳細については 12～14 ページに一覧のほうを掲載しております。以上になります。

議長 はい。それでは議案第 22 号について何かご質問等ございましたら。ないようでしたら、議案第 22 号をご承認いただける方、挙手をお願い致します。はい、全員という事で。続きまして議案第 23 号 農用地利用配分計画案について事務局説明をお願いします。

事務局 はい。それでは 15 ページをご覧ください。議案第 23 号 農用地利用配分計画案について。公益財団法人福岡県農業振興推進機構の求めにより町が作成した農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、意見を求める。令和 2 年 8 月 11 日提出 岡垣町農業委員会 会長 田原一男。こちらは先ほどの議案で審議していただいた農地に関して、今度は機構から農地の借り手への配分計画の案となっております。詳細については 16～18 ページにそれぞれ載せております。以上になります。

議長 はい。それでは議案第 23 号について、ご質問等ございましたら。

俵口委員 農地中間管理機構はさきほどちょっと木原委員も言っていたんですが、基本的に受け手がない場合は農地中間管理機構は受け取らないというようなことを前もってそれだけちょっと事務局はもう少し詳しく説明をお願いします。

事務局 はい。今回あげさせていただいた分に関しまして、いま俵口委員からご説明がありましたように事前に出し手と受け手、更にその間の年数、あとは貸し借りが使用貸借なのか賃貸借なのかその辺もすべて決まったうえで申請があがっているようなものとなっております。実際、借り手が決まっていない状態で申請を上げることも可能なんですけど、やはり過去にあげた経緯もあるんですけども借り手がありませんという事で返ってきているという事が現状となっております。ですので、ご自身で貸し手・借り手を決めていただいた状態でないと利用が難しいというところが現状となっております。

俵口委員 ありがとうございます。

議長 他に。はい、木原委員。

木原委員 その 66 筆については本年度中に申請があったという風に考えても。

事務局 66 件について。これがそうですね、5 月にそれぞれ農地の出し手の方などに、以前まで JA で結んでいた利用権の方に対して、今更新の時期が来ています、ただ JA の利用権の設定がなくなりましたので今度から中間管理機構を通しての設定になりますという案内文書を出させていただいて、そこから 6 月を目途に出していただいたような形となっております。

木原委員 新規についていうだけではなくて、今までもあったのをっていう。

事務局 そうですね。

木原委員 毎年毎年こういう数の件数があがってきているのかなと、ちょっと思ったので。

事務局 そうですね。今までは JA を通してあがってきていた分も多くあるんですが、JA を通した利用権がなくなって中間管理機構に一本化されてきて、今後は年に 2 回程度これくらいの筆があがってくるような形になります。

議長 いいでしょうか。他にご質問等ございましたら。ないようでしたら、議案第 23 号につきましてご承認いただける方挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。全員ということで。

では、続きまして議案第 24 号 農用地利用集積計画（所有権の移転）の決定について事務局説明をお願いします。

事務局 はい。それでは、議案の 19 ページをご覧ください。議案第 24 号 農用地利用集積計画（所有権の移転）の決定について。農地の所有権の移転に関する農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、審議及び決定を求める。令和 2 年 8 月 11 日提出 岡垣町農業委員会 会長 田原一男。こちらに関しましては中間管理機構を通した農用地の売買事業を利用した所有権の移転となっております。今回 3 件の売り渡しの申請が上がっておりまして、1 番と 2 番に関しましては 6 月の農業委員会の際に土地の所有者から機構への売り渡しの申請を審議して許可を受けたものとなっております。今回 1 番と 2 番は、今度は機構から新しい買い手への売り渡しの売買の申請が出ているものとなります。3 番につきましては今回新規で申請があがってきたものとなっております、こちらは所有者から機構への売買の申請です。早ければ 10 月の農業委員会の議題で今度は機構から買い手への議案をあげさせていただく予定となっております。それぞれの場所につきましては 21, 22 ページに図面を載せさせてい

ただいております。説明については以上です。

議長 議案第 24 号について、何かご質問等ございましたら。ないようでしたら、議案第 24 号についてご承認いただける方挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。全員という事で。  
それでは続きまして、その他の項に入らせていただきます。

事務局 すみません、その他の事項に入る前に先に、先月 7 月の農業委員会の際に審議していただきました野間 2 丁目のアパート、4 条申請の件についてですが一部転用となっておりますので残りはどうするのかというような意見が出ておりましたけれども、残りは農地として利用するような意向が出てますので、所有者に対しては今後も維持管理をするようにと事務局としては指導をしていくものとなっております。こちらについてはご報告となりますのでよろしくお願いいたします。

#### 【その他の事項】

その他

##### 1. 次回の日程について

日 時 9 月 10 日（木）9 時 30 分から  
場 所 岡垣町役場 大会議室

議長 それでは、以上をもちまして第 5 回の定例農業委員総会を終わらせて頂きます。起立、礼。  
お疲れ様でした。

全員 お疲れ様でした。

議事録署名人

---

---